

2019年10月28日

治験等依頼者 各位

国立大学法人金沢大学  
病院部長

2019年10月1日以降に適用される消費税等への対応について（通知）

治験・製造販売後調査における消費税率の引き上げに伴う対応については、下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1) 消費税率改正施行日（2019年10月1日、以下「施行日」という。）以降に発生又は請求する事項に関する消費税率は、契約締結日に関わらず、新税率（10%）とする。
- 2) 契約書等において、消費税額等の記載がある場合には、本通知をもって、新税率へ読み替えること。  
ただし、MRI等の画像提供に伴うCD-R出力料は、施行日以降1,810円（税込）とする。
- 3) 消費税率改正に伴う変更契約を希望する場合は、変更案を下記担当へ提出すること。  
税率改正に伴う金額のみ変更する場合は、治験等責任医師による確認を原則不要とする。
- 4) 疑義等がある場合には、下記担当と協議を行うこと。

〈担当〉

病院部経営管理課 治験管理係

TEL：076-265-2090

E-mail：irb@kanazawa-u.ac.jp